

平岡会計だより

2023.8 Vol. 164

発行元



税理士法人 平岡会計事務所
大阪市中央区天満橋京町1番26号
尼信天満橋ビル7階
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

- 税務》 中小企業と大企業どっちが稼いでいる！？……………P 2
特集》 融資相談をする際のポイント……………P 3
労務》 永年勤続表彰金は社会保険の「報酬等」に含まれるか……………P 4

～ 贈与がなかったことにされたケース ～

民法では、贈与は当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる旨規定しています。最近の相続税の税務調査で、贈与証書があるにもかかわらず贈与が認められなかった事例があります。

被相続人である父は、毎年一定の金額を当時未成年であった相続人である子に贈与する旨の一方通行の贈与証書を作成し、父から依頼された法定代理人である母は、子名義の普通預金口座に父からの贈与金であることを知らずに毎年入金していました。

贈与が書面により成立したと認められるには、贈与者と受贈者の間で合意があり、その上で贈与者の意思表示を書面にし、その書面に子である受贈者の受諾の意思表示が必要というのが税務署側の主張であり、その書面には子が受諾をしたと認められる記載がないということで、贈与は不成立となり相続財産として認定されました。相続税の調査の現場で最も多い事例の一つだと思われます。

ちょっとした不備で贈与がなかったことにされてしまう恐ろしい事例です。この相続人は諦めずに争って不服審判所で主張が一部認められ救済されましたが、レアなケースです。



若狭たかはま漁火想（いさりびそう）

中小企業と大企業どっちが稼いでいる！？

国税庁が令和5年3月に発表した会社標本調査についてご紹介します。令和3年度分会社標本調査は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した事業年度について、約280万社の法人の売上、所得、欠損金その他の情報を集計したものです。



I 資本金1億円以下の中小法人 法人数全体の99.4%、売上合計774兆円、所得合計27兆円

業種	法人数 社	利益計上法人（黒字会社）				欠損法人(赤字会社)			
		黒字法人数 社	黒字割合 %	平均売上 百万円/社	平均所得 百万円/社	赤字法人数 社	赤字割合 %	平均売上 百万円/社	平均 繰越欠損金 百万円/社
不動産業	355,807	160,170	45.0%	175.2	18.4	195,637	55.0%	54.8	4.0
金融保険業	48,490	20,200	41.7%	223.3	31.3	28,290	58.3%	129.4	12.6
建設業	457,123	192,753	42.2%	345.2	17.9	264,370	57.8%	111.4	4.1
サービス業	851,955	333,485	39.1%	345.8	23.4	518,470	60.9%	135.9	5.9
卸売業	230,505	87,512	38.0%	1,228.4	42.4	142,993	62.0%	297.5	5.9
鉱業	3,077	1,134	36.9%	1,099.7	67.9	1,943	63.1%	177.3	10.5
農林水産業	35,890	12,792	35.6%	255.1	14.0	23,098	64.4%	141.3	6.5
運輸通信公益事業	94,551	32,834	34.7%	725.7	34.6	61,717	65.3%	225.3	12.5
製造業	308,218	99,217	32.2%	5,398.7	49.8	209,001	67.8%	1,456.8	7.9
小売業	311,828	99,268	31.8%	686.1	23.4	212,560	68.2%	177.7	4.5
料理飲食旅館業	132,455	37,991	28.7%	238.2	15.0	94,464	71.3%	110.9	9.2
合計	2,829,899	1,077,356	38.1%	461.4	25.8	1,752,543	61.9%	153.3	6.0

II 資本金1億円超の大規模法人 法人数全体の0.6%、売上合計393兆円、所得合計29兆円

業種	法人数 社	利益計上法人（黒字会社）				欠損法人(赤字会社)			
		黒字法人数 社	黒字割合 %	平均売上 百万円/社	平均所得 百万円/社	赤字法人数 社	赤字割合 %	平均売上 百万円/社	平均 繰越欠損金 百万円/社
不動産業	1,110	893	80.5%	16,803.2	2,300.8	217	19.5%	1,634.5	425.2
金融保険業	2,066	1,370	66.3%	36,657.5	3,578.5	696	33.7%	3,149.9	457.5
建設業	686	617	89.9%	40,996.3	2,783.2	69	10.1%	7,565.9	257.8
サービス業	4,449	2,834	63.7%	13,144.4	1,505.3	1,615	36.3%	2,375.6	296.1
卸売業	1,972	1,699	86.2%	42,276.9	1,432.5	273	13.8%	10,815.7	393.3
鉱業	56	42	75.0%	34,458.6	9,923.7	14	25.0%	10,900.2	3,779.6
農林水産業	73	37	50.7%	11,729.6	634.9	36	49.3%	706.3	144.8
運輸通信公益事業	1,457	1,152	79.1%	28,951.7	2,228.9	305	20.9%	16,602.3	2,068.7
製造業	4,059	3,212	79.1%	204,788.9	2,913.9	847	20.9%	86,688.9	937.0
小売業	655	463	70.7%	56,039.9	2,900.5	192	29.3%	16,683.2	787.0
料理飲食旅館業	200	89	44.5%	16,317.2	1,064.4	111	55.5%	4,154.7	652.9
合計	16,783	12,408	73.9%	29,285.7	2,351.7	4,375	26.1%	6,910.6	621.8

(注1) 製造業には、繊維工業、出版印刷業、化学工業、鉄鋼金属業、機械工業、食料品製造業、その他の製造業を含みます。

(注2) 欠損法人には繰越欠損金を控除した結果、所得が0円となった法人を含みます。

(作成:安武正己)



～融資相談をする際のポイント～

長きに渡ったコロナ禍からの売上回復、原価の高騰、人件費の上昇等、資金需要の増加にあたり融資相談をする際のポイントを金融機関の視点も踏まえてお話しさせていただきます。

【資金使途を明確に】

一般的に下記のように運転資金を計算します。

經常運転資金=売上債権+棚卸資産-仕入債務

金融機関は申込金額が妥当かどうか、2～3期分の決算書を確認し動きのない不良債権はないか、不良在庫はないかなどを確認し審査をします。

運転資金の場合、資金使途の具体的な内容や直近試算表以外の資料を要求されないケースが多いですが、金融機関に融資金額と共に、その資金は何に使用するのか、借入することでどのような成果が得られるのか、利益が計上でき返済が確実である等の情報を明確に伝えることは重要です。

銀行担当者からすると、上記のような情報が明確に説明できれば審査をスムーズに進めることができるため、会社側から積極的に伝えていきましょう。



【資金繰り表の活用】

資金繰り表は「企業の資金がいつ、いくら足りなくなるのか」を確認するための資料であり、融資の申込金額に妥当性があるか否かを判断するのに必要となります。どの業種でも売上・仕入と入金・支払のタイミングにズレが生じるのは一般的です。そのため、損益が黒字であっても現預金の収支はマイナスとなることやその逆の状況となることも頻繁に起こります。こうしたことから、損益とは違う視点で企業の実態を把握する必要があり、金融機関は資金繰り表も重要視しています。

資金繰り表を自社で作成することで実際にいくら資金が必要なのかを把握することができますし、数字に強い経営者として金融機関からも信頼を得ることができるようになりますので、直近の決算書から是非作成してみましょう。

[illegible]

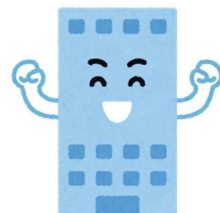
【融資相談は時期も大事】

金融機関は、4月～9月が上半期、10月～3月が下半期となり、9月末に半期の決算を行います。この半期決算の成績は対外的に公表をするため、どの銀行もこの7月以降は9月末の半期決算に向けて、融資残高の増強を目指し、融資提案や新規開拓が活発になっていきます。融資相談をするチャンスの時期とも言えます。

金融機関が新規開拓をする際には、事前に会社ＨＰ、不動産の登記簿謄本、信用調査会社等を活用し、融資できる可能性が高い企業に訪問します。もし取引銀行だけでなく既存取引の無い金融機関の渉外担当者が、飛び込みで営業に来た際には、いい提案を受けるチャンスかもしれませんので門前払いするのではなく、決算書を渡した上で、提案を聞いてみるのもいいかもしれません。

【最後に】

今月は資金調達の中で銀行融資を受ける際のポイントをご説明させていただきました。融資相談の極意は早め早めにあることです。資金繰りに厳しくなってから相談しても金融機関の融資審査での見方も厳しくなっていきます。最悪の場合、資金調達できないケースもあります。



企業のコスト増加要因を意識し、資金の調達手段を事前に考えておけば選択の幅も広がります。様々な資料が必要になりますが、事前に準備して資金需要に合わせ、早めの融資相談をすることで銀行の融資可能額を把握しておくことも大事です。今回のポイントを押さえ、資金対策については是非これまで以上に余裕をもってご準備をしていただきたいと思います。

永年勤続表彰金は社会保険の「報酬等」に含まれるか

社会保険では、会社が従業員に労働の対価として支払うものは、報酬等として社会保険料の対象となります。長期にわたり勤務した従業員に対して支払う表彰金については報酬等を含めるか否かで見解が分かれていましたが、その取扱いが日本年金機構のQ&Aにて明確化されました。

【問】事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等（以下「永年勤続表彰金」という。）は、「報酬等」に含まれるか。



【答】永年勤続表彰金については、企業により様々な形態で支給されるため、その取扱いについては、名称等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として「報酬等」に該当しない。ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断すること。

[永年勤続表彰金における判断要件]

- ① **表彰の目的**: 企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。
- ② **表彰の基準**: 勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。
- ③ **支給の形態**: 社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

なお、労働保険においては「年功慰労金」、「勤続褒賞金」は賃金としないものとされ、所得税については国税庁ホームページに取扱いの詳細が記載されています。

[No.2591 創業記念品や永年勤続表彰記念品の支給をしたとき](#) | [国税庁 \(nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)

また、表彰金については、就業規則等にて規定しておく必要がありますので合わせてご確認をお願いいたします。

(作成: 福田恭子)



『ストーリーブランディング 100の法則』

著者：川上徹也

発行：日本能率協会マネジメントセンター

商品を生ろうとすると「品質、価格、広告」が土俵に立ってしまい、中小企業においては、どうしても大手企業に負けてしまいます。本書では、「ストーリーブランディング」として、物語（ストーリー）の力で、お店、会社、商品を輝かせる具体的な手法や物語の種の植え方として、成功事例を多く紹介しています。

本書より、「あなたの商品、会社、お店が売れ続けるためには、満足の上をいく、心に響く何かを提供する必要があります。これで初めて、お客さんの『記憶に残る』ことができるのです。そのために必要な要素が『物語(ストーリー)』なのです。」

本書を読めば、顧客に「商品の価値を伝える」ストーリーの立て方や物語の種のヒントが見つかるかもしれません。

ー編集後記ー

今夏は、コロナ前のように各地でお祭りや花火大会などが実施されています。そんな中、昨年をもって20年の歴史に幕を下した「若狭たかはま漁火想」。高浜町の海岸で毎夏開かれてきた、地元有志で作る花火集団「櫓龍（やぐらドラゴン）」による花火イベント。どこにでも売っている玩具花火を30万発以上使った創作花火は圧巻の一言でした。表紙の写真は、最後のフィナーレを飾る仕掛花火に点火した直後の団員達の歓喜の様子を撮った1枚です。演目が終わると1万人を超える観客から惜しみない拍手が送られ、感動の瞬間でした。(朝山善明)